

お知らせ

福島労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）では、毎年5月から10月までの期間を限定してクールビズの取り組みを実施してきました。

さらなる省エネルギーへの推進や業務効率の向上を図るため、年間を通してのノーネクタイやノー上着など働きやすい服装での勤務を実施します。

ご利用の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

令和7年11月1日